

平成28年4月から町税などがコンビニで納付ができます

納付書の様式が変わります

コンビニでの納付開始により、納付書が1枚ごと(つづられていない状態)になりますので、納付の際は、記載されている納期限をお確かめください。

見本



これまで、役場の窓口や金融機関(銀行など)でしか納付できなかった町税などが、平成28年4月から全国のコンビニエンスストア(以下コンビニ)や東北6県のゆうちょ銀行(郵便局)でも納付できるようになります。

コンビニでの納付は、全国の取扱い店舗で夜間、休日などにも納付することができ、手数料はかかりません。

日中仕事などでお忙しい方は、ぜひご利用ください。

☎ 税務課 収納係 ☎0240-27-4160

コンビニで収納できる町税など

- 町県民税(普通徴収分) / 固定資産税 / 軽自動車税 / 国民健康保険税(普通徴収分)
- 介護保険料(普通徴収分)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
- 住宅使用料 / 特定公共賃貸住宅使用料、共益費 / 桜田住宅使用料、共益費 / 駐車場使用料
- 保育所利用料
- 幼稚園利用料

コンビニで取り扱えない納付書

- ①バーコード印字がないもの
- ②納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- ③納期限が過ぎたもの
- ④破損、汚損などによりバーコード読み取りができないもの
- ⑤平成27年度以前に発行したもの
- ⑥固定資産税の全期前納用納付書

取扱い担当課

【税務課】☎0240-27-4160
町県民税(普通徴収分) / 固定資産税 / 軽自動車税 / 国民健康保険税(普通徴収分)

【福祉介護課】☎0240-27-2115
介護保険料(普通徴収分)、保育所利用料、幼稚園利用料

【町民保健課】☎0240-27-2113
後期高齢者医療保険料(普通徴収分)

【総務課】☎0240-27-2111
住宅使用料 / 特定公共賃貸住宅使用料、共益費 / 桜田住宅使用料、共益費 / 駐車場使用料

コンビニ納付取扱い店舗

【町内コンビニエンスストア】

セブン-イレブン、ファミリーマート(50音順)

【町外コンビニエンスストア】

エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー(北海道)、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100(50音順)

(※平成28年4月1日現在)

※納期限内であれば、全国の店舗で納めることができます。

ゆうちょ銀行の取扱い

東北6県のゆうちょ銀行(郵便局)窓口で納付できるようになりましたが、東北6県以外のゆうちょ銀行(郵便局)で納付される場合は「払込取扱票」を発行しますので、担当課へご連絡ください。